

(別紙第3)

令和6年度

使用法廷区分及び開廷日割
(4月1日以降)

名古屋地方裁判所

所 属	法廷番号	開廷日	使用裁判官 (部・係)	備考
名古屋 地裁本庁	1	隨 時	全部・係	民事・刑事
	2	隨 時	全部・係	民事・刑事
	201	隨 時	第 1 部	民事
	202	隨 時	第 10 部	民事
	203	隨 時	第 9 部	民事
	401	月・水 火・木 金	鬼丸裁判官 (3・八) 小川(卓) 裁判官 (4・八) 雨宮裁判官 (1・木)	民事 〃 〃
	402	火 水・金 木	加藤裁判官 (1・口) 横井裁判官 (3・イ) 片山裁判官 (4・イ)	民事 〃 〃
	403	火・木 水・金	棚井裁判官 (4・口) 崇島裁判官 (3・口)	民事 〃
	404	隨 時	第 7 部	民事
	405	隨 時	第 3 部	民事
	406	隨 時	第 4 部	民事
	407	隨 時	第 9 部	民事
	408	隨 時	第 5 部	民事
	409	隨 時	第 3 部	民事
	410	隨 時	第 4 部	民事
	411	隨 時	第 5 部	民事
	501	火 水 木 金	作田裁判官 (5・イ) 上村裁判官 (6・イ) 西村裁判官 (8・イ) 野中裁判官 (7・イ)	民事 〃 〃 〃
	502	月・水 火・金	木野村裁判官 (3・木) 猪股裁判官 (5・口)	民事 〃
	503	月・水 火・金 木	中村(美) 裁判官 (6・八) 吉田(晃)裁判官 (5・八) 大竹裁判官 (10・イ)	民事 〃 〃
	504	月・木 水・金	藤根(康) 裁判官 (8・口) 河野裁判官 (7・八)	民事 〃

所 属	法廷番号	開 廷 日	使用裁判官 (部・係)	備考
名古屋 地裁本庁	505	月 火・木 水・金	竹内(幸) 裁判官(6・口) 鈴木裁判官(10・八) 生田裁判官(7・口)	民事 〃 〃
	506	月 火・木	全部・係 大原裁判官(10・口)	民事 〃
	507	隨 時	第 6 部	民事
	508	隨 時	第 7 部	民事
	509	隨 時	第 8 部	民事
	601	隨 時 〃	第 6 部 村瀬裁判官(6・B)	刑事合議 刑事
	602	隨 時 〃	第 1 部 森島裁判官(1・A)	刑事合議 刑事
	603	隨 時 〃	第 2 部 坂本裁判官(2・A)	刑事合議 刑事
	604	隨 時 〃	第 5 部 大村裁判官(5・A)	刑事合議 刑事
	605	隨 時	第 6 部	民事
	606	隨 時	第 8 部	民事
	701	隨 時	姥原裁判官(6・A)	刑事
	702	隨 時	須田裁判官(3・B)	刑事
	703	隨 時 〃	津島裁判官(1・B) 平手裁判官(1・C)	刑事 〃
	704	火 〃 月・木 水・金	津島裁判官(1・B) 平手裁判官(1・C) 山岸裁判官(8・八) 板東裁判官(3・二)	刑事 〃 民事 〃
	705	隨 時	藤根(桃) 裁判官(4・B)	刑事
	706	隨 時	遠藤裁判官(5・B)	刑事

所 属	法廷番号	開 廷 日	使用裁判官(部・係)	備 考
名古屋 地裁本庁	901	隨 時 〃	第3部 吉田(智)裁判官(3・A)	刑事合議 刑事
	902	隨 時	全部・係	刑事合議 刑事
	903	隨 時 〃	第4部 久禮裁判官(4・A)	刑事合議 刑事
	904	隨 時	岩田裁判官(2・B)	刑事
	1101	月・水 火・金 木	第10部 第3部 第6部	民事合議 〃 〃
	1102	月・水・木 火・金	第9部 第8部	民事合議 〃
	1103	月・水 火(隔週) 木 金	第1部 第6部 五十嵐裁判官(1・イ) 山田裁判官(1・八)	民事合議 〃 民事 〃
	1104	月(隔週) 火 水・金 木	第5部・第7部 第7部 第4部 第5部	民事合議 〃 〃 〃
	(執行部)	隨 時	第2部各係	民事
	債権者 集会室 (執行部)	隨 時	第2部破産係	民事
	勾 留 質問室	月～金 隨 時	第1部 全部・係	刑事 〃

所 属	法廷番号	開 廷 日	使用裁判官 (部・係)	備 考
名 古 屋 裁 簡	2 0 3	火・金	小島裁判官 (5係)	民事
		月・木	宮治裁判官 (6係)	"
		水・金	戸田裁判官 (7係)	"
	2 0 4	水・金	伊藤(貴) 裁判官 (1係)	民事
		火・木	市川裁判官 (2係)	"
		金	戸田裁判官 (7係)	"
	2 0 5	水・金	青木裁判官 (3係)	民事
		火・木	佐藤裁判官 (4係)	"
		金	戸田裁判官 (7係)	"
	3 0 3	水・金	伊藤(貴) 裁判官 (1係)	民事
		火・木	市川裁判官 (2係)	"
	3 0 4	水・金	青木裁判官 (3係)	民事
		火・木	佐藤裁判官 (4係)	"
	3 0 5	火・金	小島裁判官 (5係)	民事
		月・木	宮治裁判官 (6係)	"
	3 0 6	隨時	戸田裁判官 (7係)	民事
	2 0 1	火～金	武長裁判官 (1係)	刑事
		火～金	岩原裁判官 (2係)	"
		火～金	伊藤(慶) 裁判官 (3係)	"

所 属	法廷番号	開 廷 日	使用裁判官	備 考
一宮 支部 簡裁	101	隨 時 〃	西川裁判官 藤原裁判官	民事 〃
	102	月・水 火・木	西川裁判官 藤原裁判官	民事 〃
	301	水 火・金(午後)	合議 鳥居裁判官	民事 〃
	302	月・木 火・金(午後)	高木裁判官 辻裁判官	民事 〃
	303	月・木	柳本裁判官	民事
	304	水 火・水(※)・木 隨 時	合議 板東裁判官 辻裁判官	刑事 〃 〃
	305	隨 時 〃 〃 〃	鳥居裁判官 柳本裁判官 高木裁判官 辻裁判官	民事 〃 〃 〃
	306	隨 時 〃 〃 〃	鳥居裁判官 柳本裁判官 高木裁判官 辻裁判官	民事 〃 〃 〃

※ 合議非開廷日

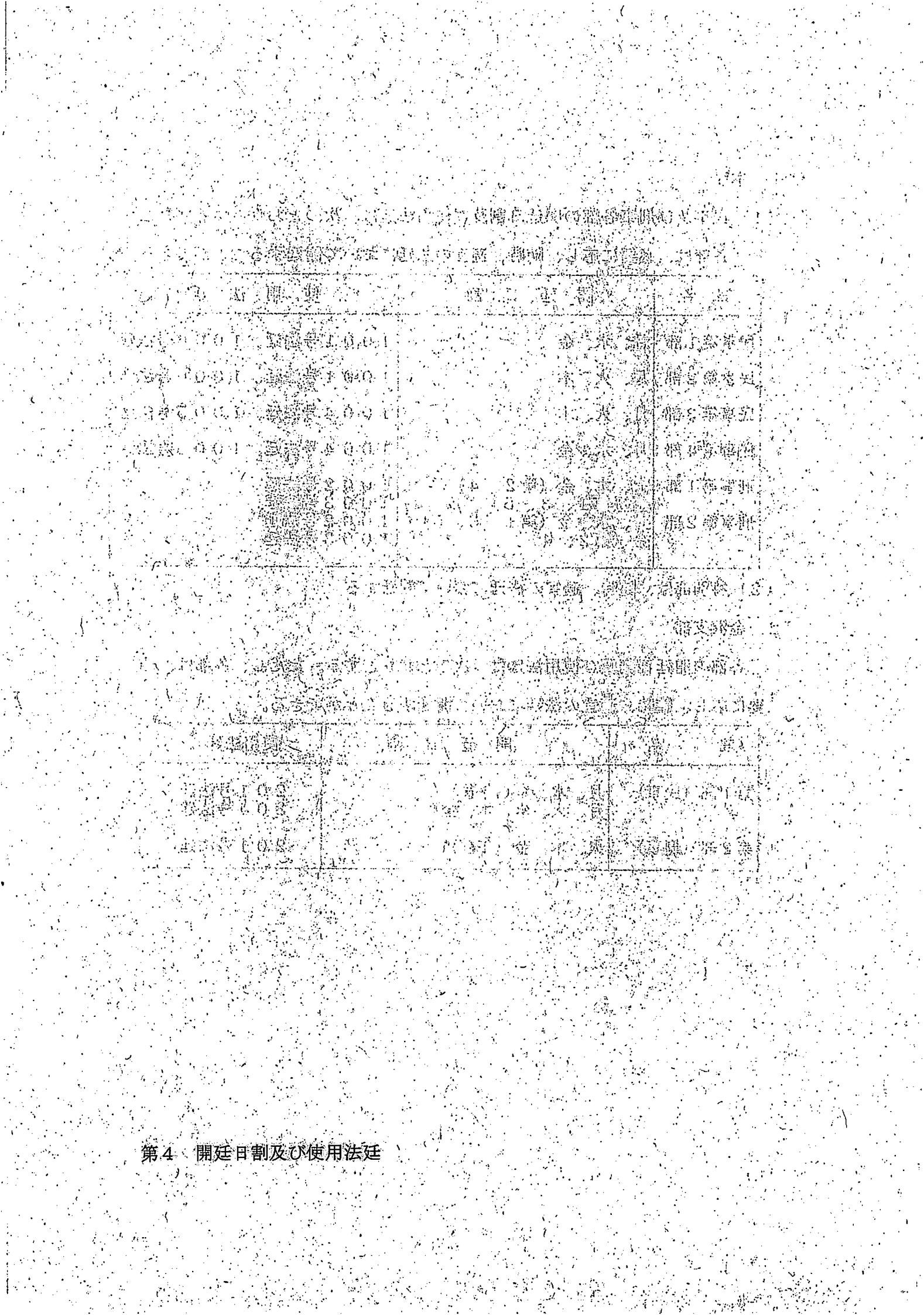
所 属	法廷番号	開 廷 日	使用裁判官	備 考
半田 支部 簡裁	101号	月 火・水・木・金	平山裁判官 表裁判官	民事 〃
	401号	月・水 木	内山裁判官 平山裁判官	民事 〃
	402号	火・水・木・金	表裁判官	民事
	403号	月・木 火	馬場裁判官 〃	刑事 民事
	404号	水	内山裁判官	民事

所 属	法廷番号	開 廷 日	使用裁判官	備 考
支部 岡崎 簡裁	301	月 水・木 金	水野裁判官 泉谷裁判官 佐々木(健)裁判官	刑事 民事・刑事 刑事
	302	月 水・木(午前) 火(午前)・木(午後) 火(午後) 金	合議(八) 伊藤裁判官 水野裁判官 三芳裁判官 合議(四)	刑事 〃 〃 〃 〃
	303	月 火・木 水・金	伊藤裁判官 佐々木(健)裁判官 三芳裁判官	刑事 〃 〃
	304	月 火 水 木 月～金	山田裁判官 及川裁判官 山下裁判官 加藤裁判官 合議	民事 〃 〃 〃 〃
	305	火 水 木 金	加藤裁判官 山田裁判官 及川裁判官 山下裁判官	民事 〃 〃 〃 〃
	101	火(午前)・木 月・水・金	合議 泉谷裁判官	民事 〃
	401	月 火 水 木 金	加藤裁判官 山田裁判官 及川裁判官 山下裁判官 合議	民事 〃 〃 〃 〃
	402	水 金	加藤裁判官 及川裁判官	民事 〃

所 属	法廷番号	開 廷 日	使用裁判官	備 考
支部 豊橋 簡裁	401	水 火・木 金	合議 中村裁判官 布目裁判官	民事・刑事 刑事 〃
	402	月 水 木 〃 〃	坂本裁判官 柴田裁判官 〃 坂本裁判官 佐々木裁判官	民事 〃 刑事 〃 〃
	403	(月・火・水)	(森裁判官)	(人訴)
	404	火 木	布目裁判官 岩瀬裁判官	民事 〃
	405	火・木 金	小林裁判官 田邊裁判官	民事 民事(人訴)
	301	隨時 〃 〃 〃	田邊裁判官 小林裁判官 布目裁判官 岩瀬裁判官	民事 〃 〃 〃
	302	隨時 〃 〃 〃	田邊裁判官 小林裁判官 布目裁判官 岩瀬裁判官	民事 〃 〃 〃
	201	(月・火・水) (木)	(森裁判官) (田邊裁判官)	(人訴・審判) (審判)
	101	月・木 水・木	坂本裁判官 柴田裁判官	民事 〃

所 属	法廷番号	開 廷 日	使用裁判官	備 考
春日井 簡裁	1	火・木 月 金	牧野裁判官 〃 てん補裁判官	民事 刑事 〃
	2	火・木	牧野裁判官	民事
瀬戸簡裁	1	火 金 水	上杉裁判官 〃 てん補裁判官	民事 刑事 〃
	2	火	上杉裁判官	民事
津島簡裁	1	水 木 金	林裁判官 〃 てん補裁判官	民事 民事・刑事 刑事
	2	水・木	林裁判官	民事
犬山簡裁	1	火 水 月	中村裁判官 〃 てん補裁判官	民事 民事・刑事 刑事
	2	火・水	中村裁判官	民事
安城簡裁	1	月・木 月 水 木	てん補裁判官 梶本裁判官 〃 〃	刑事 民事 刑事 民事
	2	月・木	梶本裁判官	民事
豊田簡裁	1	木 火 月	徳丸裁判官 〃 てん補裁判官	民事 民事・刑事 刑事
	2	火 木	徳丸裁判官 〃	民事 〃
新城簡裁	1	水 火	佐々木裁判官 てん補裁判官	民事・刑事 刑事
	2	水	佐々木裁判官	民事

第4 開廷日割及び使用法廷



1 本庁

(1) 民事及び刑事各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、隨時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使 用 法 廷
民事第1部	月、水、金	1001号法廷、1006号法廷
民事第2部	月、火、木	1001号法廷、1006号法廷
民事第3部	月、火、木	1004号法廷、1005号法廷
民事第4部	月、水、金	1004号法廷、1005号法廷
刑事第1部	火、木、金(第2、4) 金(第1、3、5)	1002号法廷 1003号法廷
刑事第2部	月、水、金(第1、3、5) 金(第2、4)	1002号法廷 1003号法廷

(2) 特別部は、隨時、適宜の法廷において開廷する。

2 金沢支部

各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、隨時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使 用 法 廷
第1部(民事)	月、水、金(午後) 月、火、水、木、金	201号法廷 304号法廷
第2部(刑事)	火、木、金(午前)	201号法廷